



前橋乾繭取引所營業案内

昭和二十七年十二月

群馬県立図書館



1740459-1



前橋乾繭取引所

前橋市細ヶ澤町六六番地  
電話(代表)四四〇一(4)番

P3

6CZ

Ⓟ /



602  
91

◆ 目 次 ◆

一、本所の組織及び會員について…………… 一

二、賣買取引について…………… 一

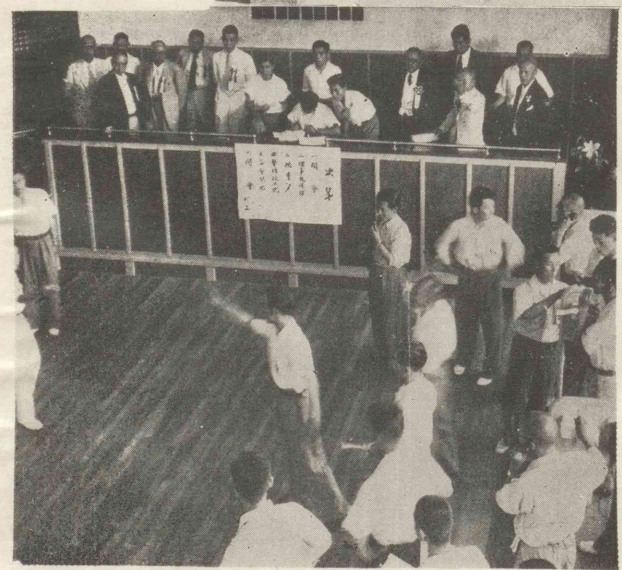
三、賣買取引の委託について…………… 二

四、賣買注文の方法について…………… 二四

◆ 前橋乾繭取引所會員名簿…………… 一六



◆ 正 面 玄 關 ◆



◆ 初 立 会 の 情 景 ◆

3294  
28.8.8

① 七重野呂「啓栄知一」を「〇啓栄社」長持に  
三夏「三限百」三行百「十月」に「〇啓栄社」に  
七重野呂「啓栄知一」を「〇啓栄社」長持に

十重〇啓栄 六月限以降二十費 (一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十)

三	五〇〇〇円	〇円	〇円	〇円	〇円
四	五〇〇〇円	〇円	〇円	〇円	〇円
五	五〇〇〇円	〇円	〇円	〇円	〇円
六	五〇〇〇円	〇円	〇円	〇円	〇円
七	五〇〇〇円	〇円	〇円	〇円	〇円
八	五〇〇〇円	〇円	〇円	〇円	〇円
九	五〇〇〇円	〇円	〇円	〇円	〇円
十	五〇〇〇円	〇円	〇円	〇円	〇円

約定値段 (百々に多) 委託手数料 (応意)  
十重〇啓栄 六月限以降二十費 (一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十)  
八重〇啓栄 六月限以降二十費 (一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十)  
七重〇啓栄 六月限以降二十費 (一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十)

② 買入 呼應 買入 受渡 数量 買入 但し 大取 以降 買入  
昭和二十八年六月限以降買入単位を二十費 (一枚)  
修正

③ 七重野呂「啓栄知一」を「〇啓栄社」長持に  
三夏「三限百」三行百「十月」に「〇啓栄社」に  
七重野呂「啓栄知一」を「〇啓栄社」長持に

④ 新橋乾前取引所 營業 修正表 (六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十)

〇 新橋乾前取引所 營業 修正表 (其の二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十)  
昭和二十八年八月限より売買取引する標準品の  
注 求 量 採 合 を 三 三 三 に 改 め る 。

⑤ 買入 標準品 受渡 数量 買入 但し 大取 以降 買入  
量 採 合 三 三 三 と 有 る を 夫 々 八 月 限 以 降  
三 三 三 に 訂 正

◇ 「商品仲買人」 業務開始 新規一社  
株式会社新井商店 前橋市八柳町五 電話 三九二四番  
⑥ 七重野呂 全買名簿の付 萩原富士太郎を右の通り  
訂正

本所は商品取引所法に基く特殊社團法人でありまして會員組織であります。  
會員は現在三十五名で、すべて自己の賣買取引を行います。この中に特に顧客からの委託によつて賣買取引を行うことができる「商品仲買人」が十四名居ります。この「商品仲買人」に委託して、どなたでも、いつでも、乾籾の賣買取引をすることができます。

一、賣買取引について

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十  
設置して、適正なる價  
流通を圓滑にするた

3294  
28.8.8

◎前橋乾繭取引所營業案内改正案(六二)  
 一 前橋乾繭取引所營業案内改正案(六二)  
 二 前橋乾繭取引所營業案内改正案(六二)  
 三 前橋乾繭取引所營業案内改正案(六二)  
 四 前橋乾繭取引所營業案内改正案(六二)  
 五 前橋乾繭取引所營業案内改正案(六二)  
 六 前橋乾繭取引所營業案内改正案(六二)  
 七 前橋乾繭取引所營業案内改正案(六二)  
 八 前橋乾繭取引所營業案内改正案(六二)  
 九 前橋乾繭取引所營業案内改正案(六二)  
 十 前橋乾繭取引所營業案内改正案(六二)

前橋乾繭取引所營業案内 (昭和二七、一一、一一)

蠶絲業の健全なる發展を図るため、乾繭の先物取引を行う市場を開設して、適正なる價格を形成、公示すると共に、賣買取引の公正に努め、その生産及び流通を圓滑にするための機關であります。

ここに、その營業の概要について御案内申上ります。

一、本所の組織及び會員について

本所は商品取引所法に基く特殊社團法人でありまして會員組織であります。會員は現在三十五名で、すべて自己の賣買取引を行います。この中に特に顧客からの委託によつて賣買取引を行うことができる「商品仲買人」が十四名居ります。この「商品仲買人」に委託して、どなたでも、いつでも、乾繭の賣買取引をすることが出来ます。

二、賣買取引について

この取引所で行われる賣買取引は、すべて先物取引であります。先物取引とは、六箇月以内の各約定限月に受渡を行うか、又はそれ以前に轉賣、買戻によつて、差金を決済する取引であります。

### 1 立會時刻

前場	第一節	午前九時三十分
前場	第二節	午前十一時
後場	第一節	午後一時三十分
後場	第二節	午後三時

### 2 休業日

一、日曜日 一、國民の祝日 一、年始三日間 一、年末三日間

但し左記は半休日で後場の立會はありません。

一、土曜日 一、毎月最終營業日 一、年首發會日

尙当月限の賣買立會は受渡日の前々營業日の前場までであります。

その他必要に應じて理事會の決議により臨時に賣買立會を全部又は一部を休止することがあります。

### 3 限 月

六限月以内の各限について、前記の立會時間に各々賣買取引が行われます。例えば、十二月には十二月限(当限)、一月限、二月限、三月限、四月限、五月限(先限又は單に先)の賣買が行われ、十一月には一月限(当限)、二月限、三月限、四月限、五月限、六月限(先限又は單に先)となります。

### 4 賣買取引、締結の方法

これは單一約定値段による競争賣買によつて行われるのでありますが、これは個別的に賣買取引が行はれるのでなく、各自需要と供給をもつて、当所の市場に集つた多數の人々の集團中で同一時に最も大量の取引を成立させることができる一定の値段を求め、そして此の値段に適合する凡ての需要と供給を組み合せて此の單一の値段で契約が成立したものとするのであります。

従つて、假りにこの單一値段が四五五圓とするならば、四五五圓及び四五五圓以上の買申出をした凡ての買方と、四五五圓及び四五五圓以下の賣申出をした凡ての賣方とを組合せて、凡てが四五五圓の契約値段で賣買されたとするのであります。

この賣買の方法は、ラ、場と板寄せの折衷方法でありまして、これを各限月毎に順を追つて行うのであります。

### 5 標 準 品

この取引所で賣買取引をする乾繭の標準品は糸資格二等、解じよ格三等、生糸量歩合三五%のものであります。

### 6 呼 値 及 び 売 買、受 渡 數 量

市場での相場は、すべて百匁の値段で表示せられ、その単位は一圓でありますから四五五圓とか四六三圓と云つた値段ですが、この場合の賣買単位は十貫匁（一枚）であります。（賣買単位）当限になつて實際受渡をする場合は、五十貫（五枚）を単位と致します。（受渡単位）

### 7 差 金 の 授 受

この取引所の、賣買取引の精算のやり方は、値洗い制でありますから會員（及び仲買人）の賣買差金は毎日約定差金（帳入値段と約定値段との差金）及び帳入差金（その日の帳入値段と前日の帳入値段との差金）として決済せられ、賣買取引の翌々日（休日を除く）午前十時までに徴収又は交

付せられます。然し乍ら、仲買人と顧客との間においては、新規仕掛と仕切のときの差金で決済することゝなります。

### 8 受 渡

受渡とは、受渡期限が来て現物の授受をすることでありまして、賣方は現物を渡して代金を受取り、買方は代金を支拂つて乾繭を受取るのであります。

A 受 渡 日 受渡の日時は、毎月最終營業日の前々日（十二月は二十六日）正午までとあります。

B 受 渡 の 場 所 受渡の場所は、この取引所が指定した左の倉庫であります。

前橋市田中町乙七七ノ二

上毛倉庫株式会社田中町營業所

同 清王寺町三〇三

同 佐久間營業所

高崎市大橋町六〇

高崎倉庫株式会社飯塚支店

同 旭町四五ノ一

高崎倉庫株式會社

C 受 渡 供 用 品 受渡供用品は、この取引所を経由して、群馬縣繭檢定所の繭檢定を受け

D 受渡供用範圍

この取引所所定の包装及び封印を施した乾繭で、包装に異常のないものに限ります。

品名	標準		生糸量歩合	供用範圍						
	等	級								
上繭	糸質格	三等	三五・〇%	糸質格	優等	一等	二等	四等	五等	六等
	解じよ格	三等		解じよ格	優等	一等	二等	四等	五等	六等

E 受渡不適品

左に掲げるものは受渡をすることができません。

1 生糸量歩合三〇%未満のもの

2 選除繭歩合が一〇%を超えるもの

F 封印及び繭検定

この取引所に上場して、乾繭の賣買取引をしようとする賣方は、受渡日の八日前までに、所定の事項を「商品仲買人」に申込んで頂きます。

「商品仲買人」は右の場合、この取引所所定の事項を記載した「封印申請書」をこの取引所に提出致します。

右の「封印申請書」をこの取引所が受理したときは、群馬縣繭検定所所定の手続をして左に記載した數量の繭検定供用繭及び見本繭（一荷口につき百匁）を採取して、総荷口はこの取引所所定の布繭袋（使用料一袋一ヶ月につき拾圓）に正味五貫目の定看詰として封印を施します。

この際左記手数料を申受けます。

一、封印手数料 拾貫目につき拾圓

一、繭検定手数料

荷口數量	検定供用繭數量	繭検定手数料
第一區 二二〇貫（八二五疋）まで	四八〇匁（一、八疋）	六七五圓（謄本料共）
第二區 四四〇貫（一、六五〇疋）まで	六四〇匁（二、四疋）	八二五圓（〃）
第三區 八八〇貫（三、三〇〇疋）まで	八〇〇匁（三、〇疋）	九七五圓（〃）

右の封印有効期間は繭検定證發行の日から三ヶ月間（但し、古繭は二ヶ月間）と致します。繭検定證謄本はこの取引所に一通保管し、繭検定證及び繭検定の殘繭殘糸及び見本繭（封印有効期間經過後五日以内）は封印申請会員に返付致します。

G 格差の決定と、その受渡値段の算出方法 格差の決定は、先物取引の受渡の重要な事項の一つであります。即ち先物取引の賣買約定はすべて標準品（糸質格三等、解じよ格三等、生糸量歩合三五％）による賣買であるから、その約定値段も又標準品の相場である事は、論を俟たない。従つて標準品でない乾繭を受渡に供用するときは、この格差金によつて、精算されるのであります。

即ち、繭は糸質格（解じよ糸長、解じよ率、繭糸織度、繭の整齊度、小ぶし）及び解じよ格（一回の添緒によつて得た生糸量）によつて、格差を定めて、その生糸量によつて値段を算出するのであります。

糸質格、解じよ格、生糸量歩合は、繭検定成績により。格差の決定は、この取引所の理事会の決議により、現在左の通り掛目増減率が定めてあります。

掛目増減率表

第一表 (現行—昭和二十八年三月限まで適用)

項目	格
優	等
一	等
二	等
三	等
四	等
五	等
六	等

糸質格	(+)	二、七	(+)	一、八	(+)	〇、九	×	(-)	〇、九	(-)	一、八	(-)	二、七
解じよ格	(+)	六、三	(+)	四、二	(+)	二、一	×	(-)	二、一	(-)	四、二	(-)	六、三

第二表 (昭和二十八年四月限より適用)

項目	格
優	等
一	等
二	等
三	等
四	等
五	等
六	等

糸質格	(+)	二、七	(+)	一、八	(+)	〇、九	×	(-)	〇、六	(-)	一、二	(-)	一、八
解じよ格	(+)	六、三	(+)	四、二	(+)	二、一	×	(-)	一、四	(-)	二、八	(-)	四、二

右表中(+)印は増(一)印は減を示し、取引生糸量は、繭検定證券表示生糸量の九七、六％であります。約定値段から掛目を算出して右表により掛目を増減して受渡値段を算出することができますが、左に掲げた格差率早見表により計算する方法が簡便でありますので、この取引所はこの方法により受渡値段を算出致します。

例 糸質格、解じよ格共に優等、生糸量(繭検定證券表示)四〇％、帳入値段(当限の最終値段)



四八〇圓(百匁)のもの十貫匁の代金の算出方法は、

$$\begin{aligned} \text{商檢定証表示米量} & \times \text{格差率} & = & \text{評價率} \\ 40\% & \times 0.030396 & = & 1.215840 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{最終帳入値段} & \times \text{評價率} & = & \text{受渡使用品の適合値段(19貫匁)} \\ 48.000\text{円} & \times 1.215840 & = & 58.360\text{円}03\text{匁} \end{aligned}$$

H 其 の 他 買方が二人以上あるときは、同一会員の兩建受渡に屬する數量を除いた部分に対して、抽籤により相手方を決定致します。そして受渡しは受渡当日午前中に賣方は、指定倉庫の倉荷證券で事故の記入のないものに封印を施したとき交付を受けた商檢定証を添えてこの取引所へ差出し、買方は受渡値段に相当する皆代金をこの取引所に差し出して行います。受渡値段は、最終帳入値段に基いて計算致しますが、商品仲買人は、顧客が賣買したときの値段と最終帳入値段との差金(損益)を仕切計算書により計算して前記受渡値段と加算又は相殺して、支拂、又は請求致します。

格差率早見表

解 じ、 よ、 六	米 價 格					
	優 等	一 等	二 等	三 等	四 等	五 等
優 一	0.030396	0.030145	0.029894	0.029643	0.029392	0.029141
優 二	0.029810	0.029559	0.029308	0.029057	0.028806	0.028555
優 三	0.029225	0.028974	0.028723	0.028472	0.028221	0.027970
優 四	0.028539	0.028388	0.028137	0.027886	0.027635	0.027384
優 五	0.028053	0.027802	0.027551	0.027300	0.027049	0.026793
優 六	0.027468	0.027217	0.026965	0.026715	0.026454	0.026213
	0.026832	0.026631	0.026380	0.026129	0.025878	0.025627

第一表 (現行一昭和二十八年三月限まで適用)

第二表 (昭和二十八年四月限より適用)

解 じ、 よ、 六	米 價 格					
	優 等	一 等	二 等	三 等	四 等	五 等
優 一	0.030395	0.030144	0.029894	0.029643	0.029475	0.029308
優 二	0.029810	0.029559	0.029308	0.029057	0.028890	0.028722
優 三	0.029224	0.028973	0.028722	0.028471	0.028304	0.028137
優 四	0.028639	0.028388	0.028137	0.027886	0.027718	0.027551
優 五	0.028248	0.027997	0.027746	0.027495	0.027328	0.027161
優 六	0.027838	0.027607	0.027356	0.027105	0.026938	0.026770
	0.027467	0.027216	0.026966	0.026715	0.026547	0.026380

### 三、賣買取引の委託について

顧客からの賣買取引の受託はすべて、「商品仲買人」が行うのでめりますが、賣買委託の場合の委託  
證據金、委託手数料及び受渡諸掛は次の通りであります。

#### 1 委託證據金

委託者は、商品仲買人に対して、左の委託證據金を預託することになっております。

委託證據金のうち、委託追證據金を除いた他の證據金は、この取引所指定の有價證券（東京證券  
取引所上場株式又は、乾繭の保管を證する指定倉荷證券）をもつて充用することができます。この  
有價證券の充用價格は時價の七掛を限度としてこの取引所の理事会において定めた額であり、毎月  
一回變動がありますから御注意下さい。

A 委託本證據金 新規仕掛のとき、一枚につき、金四、〇〇〇圓を御注文と同時に申受け  
ます。

B 委託追證據金 本證據金が半額引かれたとき、商品仲買人の請求がありましたら、直ち  
にその額を現金にて商品仲買人にお差入れ願います。

C 委託定時増證據金 当月限に対して申受けるもので、当月になつたとき又は当月限の新規  
注文に対して一枚につき金二、〇〇〇圓を申受け、二十一日以降は尙四千圓を追加申し受けま  
す。

D 委託臨時増證據金 相場の變動が大きくなつたとき、この取引所が定めるもので、其の必  
要の生じたとき直ちに商品仲買人にお差入れ願います。

#### 2 委託手数料

新規仕掛のときと、仕切のとき、各々其の約定値段に基き左表により申受けます。

約定 値 段(百匁につき)	委 託 手 数 料
三五〇円以下	昭和二十八年一月限まで 二〇〇円 同 二月限 以降 一六〇円
三五〇円以上 四〇〇円未満	二二〇円 一七五円
四〇〇円以上 四五〇円未満	二五〇円 二〇〇円
四五〇円以上 五〇〇円未満	二八〇円 二二五円
五〇〇円以上 五五〇円未満	三一〇円 二五〇円

### 3 受渡手数料其の他受渡諸掛

当限になつて受渡をする場合、前記受渡の項に述べた封印手数料、繭検定手数料、指定繭袋使用料、倉庫保管料等は賣方の負擔とし、受渡手数料は賣買者双方より夫々受渡代金の百分の一を申受けます。

### 四、賣買注文の方法について

商品仲買人への御注文の節は、要領を明確に願います。

(限月、枚數、指値、又は成行、賣又は買の別)

例一	何月限	一五枚	成行	買付	新規の場合
例二	何月限	一枚	四二五圓	賣付	
例三	何月限	二〇枚	四五五圓	轉賣	仕切の場合
例四	何月限	八枚	成行	買戻	

◎ 指値御注文の場合は、その指値を何日迄用いるか、指値の期限を明確にして御注文願います。

### ○ 電報御注文の場合

△ 電略 月限(キ) 拾貫(一マイ) 手仕舞(ウメ)

例 △ 成行注文の場合

○ 十二月限五十貫賣の場合 十二キ五マイウリ

△ 指定注文の場合

○ 十二月限四五五圓百貫賣の場合 十二キ四五五エン一〇マイカイ

△ 手仕舞注文の場合

○ 一月限五十貫買建玉を手仕舞の場合 一キ五マイウリウメ

○ 三月限賣建玉を指値手仕舞の場合 三キ四七五エン一〇マイカイウメ

○ 五月限買建玉を手仕舞すると同時に同玉數を賣建する場合 五キ五マイドデンウリ

### ◎ 委託賣買をなされる場合

詳細御不明の点については

「商品仲買人」に御相談下さい

◇ 取引所御見學、御希望の方はいつでも御申出下さい。

前橋乾繭取引所會員名簿 (昭和二十七年十二月一日現在) 一五十五番順

商号	會員氏名又は名稱	代表者氏名	住	所	電話番号
石	石原 辰治	○石原 辰治	前橋市才川町四九九	前橋	三〇六三
井上	井上商事株式會社	□井上金太郎 (仲)	前橋市琴平町二〇二	社長宅 三五〇八 元九〇六	
宇都	宇都木商店	河口次吉	茨城県古河市七軒町七〇〇七	古河	一一二〇
大林	大林峰太郎	◎大林峰太郎	前橋市萩町九三	前橋	二五二五
大岸	株式會社 大岸商店	○岸 眞三郎	前橋市田中町一一八	前橋	二六二六
大野	大野 林太	□大野 林太	前橋市小柳町五〇	前橋	三九五九
長部	株式會社 長部商店	○長部 武雄	前橋市清玉寺町二〇一	前橋	三一二〇
片倉	片倉工業株式會社	△中澤 正英	東京都中央区京橋三ノ二	前橋	二〇七二
金井	金井製糸株式會社	金井 源藏	(出張所) 前橋市天川原町三三	前橋	二五七五
金古	合名會社 金古製糸所	金古 吉治	前橋市才川町七五	前橋	三一三六
金子	金子英男商店	金子英男 (仲)	前橋市國領町一〇一	前橋	二五八一
金二	株式會社 金二商店	小宮次郎 (仲)	前橋市北曲輪町四六	前橋	二五五七 五四二七

商号	會員氏名又は名稱	代表者氏名	住	所	電話番号
龜山	龜山製糸株式會社	田中 晋吉	三重県鈴鹿郡龜山町東町三〇	前橋	二四一八
河野	河野商事株式會社	○河野 孝 (仲)	(前橋乾繭場) 前橋市宗甫分四	前橋	二二二二 三六三五
木村	株式會社 木村一郎商店	木村 一郎 (仲)	埼玉県深谷町一〇〇ノ一	前橋	三七七八
共愛	共愛商事株式會社	富澤 和一 (仲)	(出張所) 前橋市細ヶ澤町二四	前橋	四一八〇 四一八一
熊谷	熊谷蠶糸株式會社	栗原 公司	熊谷市筑波町	熊谷	一五七七
郡是	郡是製糸株式會社	△波多野 林一	京都府綾部市青野小字膳所一	前橋	四五二四
群馬	群馬県養蠶事業 農業協同組合連合會	須藤 義夫 小金澤 喜与治	(出張所) 前橋市國領町六五	前橋	四〇〇五
群馬	群馬蠶糸製造株式會社	○瀧澤 濱吉 (仲)	高崎市八島町一一五	高崎	五一一
神戶	神戶生糸株式會社	筑紫 六郎	(出張所) 前橋市榮町一六	前橋	三五九六 高矢
三全	三全商事株式會社	北澤 和己 (仲)	邑樂郡館林町二四(館林製糸工場)	館林	二
昭榮	昭榮製糸株式會社	△高田 利七	長野県岡谷市岡谷三二四四五	前橋	五九一〇 二六六一
大丸	大丸商事株式會社	○阿部 文雄 (仲)	(出張所) 前橋市細ヶ澤町二四	神田	三五九七
筒井	筒井製糸株式會社	筒井 康治	東京都千代田区神田駿河台	前橋	三三九七 三三九七 三三九七
戸出	戸出製糸株式會社	戸出平三郎	前橋市細ヶ澤町三〇	前橋	一四七八
萩原	萩原富士太郎	○萩原富士太郎	德島県麻植郡鴨島町七五〇 (出張所) 高崎市大橋町三〇	高崎	三八八六
萩原	萩原富士太郎	○萩原富士太郎	前橋市萩町九八	前橋	二〇二二
萩原	萩原富士太郎	○萩原富士太郎	前橋市百軒町四一七	前橋	二〇二二

乾藪相場の掛目早見表 (糸質格三等 生糸量歩合35% 解じよ格三等 呼値100匁)

前橋乾藪相場	掛目	前橋乾藪相場	掛目	前橋乾藪相場	掛目	前橋乾藪相場	掛目	前橋乾藪相場	掛目		
322	9.200	8.200	368	10.514	9.514	413	11.800	10.800	459	13.114	12.114
323	9.228	8.228	369	10.542	9.542	414	11.828	10.828	460	13.142	12.142
324	9.257	8.257				415	11.857	10.857	461	13.171	12.171
325	9.285	8.285	370	10.571	9.571	416	11.885	10.885	462	13.200	12.200
326	9.314	8.314	371	10.600	9.600	417	11.914	10.914	463	13.228	12.228
327	9.342	8.342	372	10.628	9.628	418	11.942	10.942	464	13.257	12.257
328	9.371	8.371	373	10.657	9.657	419	11.971	10.971	465	13.285	12.285
329	9.400	8.400	374	10.685	9.685				466	13.314	12.314
			375	10.714	9.714	420	12.000	11.000	467	13.342	12.342
330	9.428	8.428	376	10.742	9.742	421	12.028	11.028	468	13.371	12.371
331	9.457	8.457	377	10.771	9.771	422	12.057	11.057	469	13.400	12.400
332	9.485	8.485	378	10.800	9.800	423	12.085	11.085			
333	9.514	8.514	379	10.828	9.828	424	12.114	11.114	470	13.428	12.428
334	9.542	8.542				425	12.142	11.142	471	13.457	12.457
335	9.571	8.571	380	10.857	9.857	426	12.171	11.171	472	13.485	12.485
336	9.600	8.600	381	10.885	9.885	427	12.200	11.200	473	13.514	12.514
337	9.628	8.628	382	10.914	9.914	428	12.228	11.228	474	13.542	12.542
338	9.657	8.657	383	10.942	9.942	429	12.257	11.257	475	13.571	12.571
339	9.685	8.685	384	10.971	9.971				476	13.600	12.600
			385	11.000	10.000	430	12.285	11.285	477	13.628	12.628
340	9.714	8.714	386	11.028	10.028	431	12.314	11.314	478	13.657	12.657
341	9.742	8.742	387	11.057	10.057	432	12.342	11.342	479	13.685	12.685
342	9.771	8.771	388	11.085	10.085	433	12.371	11.371			
343	9.800	8.800	389	11.114	10.114	434	12.400	11.400	480	13.714	12.714
344	9.828	8.828				435	12.428	11.428	481	13.742	12.742
345	9.857	8.857	390	11.142	10.142	435	12.457	11.457	482	13.771	12.771
346	9.885	8.885	391	11.171	10.171	437	12.485	11.485	483	13.800	12.800
347	9.914	8.914	392	11.200	10.200	438	12.514	11.514	484	13.828	12.828
348	9.942	8.942	393	11.228	10.228	439	12.542	11.542	485	13.857	12.857
349	9.971	8.971	394	11.257	10.257				486	13.885	12.885
			395	11.285	10.285	440	12.571	11.571	487	13.914	12.914
350	10.000	9.000	396	11.314	10.314	441	12.600	11.600	488	13.942	12.942
351	10.028	9.028	397	11.342	10.342	442	12.628	11.628	489	13.971	12.971
352	10.057	9.057	398	11.371	10.371	443	12.657	11.657			
353	10.085	9.085	399	11.400	10.400	444	12.685	11.685	490	14.000	13.000
354	10.114	9.114				445	12.714	11.714	491	14.028	13.028
355	10.142	9.142	400	11.428	10.428	446	12.742	11.742	492	14.057	13.057
356	10.171	9.171	401	11.457	10.457	447	12.771	11.771	493	14.085	13.085
357	10.200	9.200	402	11.485	10.485	448	12.800	11.800	494	14.114	13.114
358	10.228	9.228	403	11.514	10.514	449	12.828	11.828	495	14.142	13.142
359	10.257	9.257	404	11.542	10.542				496	14.171	13.171
			405	11.571	10.571	450	12.857	11.857	497	14.200	13.200
360	10.285	9.285	405	11.600	10.600	451	12.885	11.885	498	14.228	13.228
361	10.314	9.314	407	11.628	10.628	452	12.914	11.914	499	14.257	13.257
362	10.342	9.342	408	11.657	10.657	453	12.942	11.942			
363	10.371	9.371	409	11.685	10.685	454	12.971	11.971	500	14.285	13.285
364	10.400	9.400				455	13.000	12.000	501	14.314	13.314
365	10.428	9.428	410	11.714	10.714	456	13.028	12.028	502	14.342	13.342
365	10.457	9.457	411	11.742	10.742	457	13.057	12.057			
367	10.485	9.485	412	11.771	10.771	458	13.085	12.085	503	14.371	13.371



格よじ解	解じよ格	糸質格
優	優	優
一	一	一
二	二	二
三	三	三
四	四	四
五	五	五
六	六	六
七	七	七
八	八	八
九	九	九
十	十	十
十一	十一	十一
十二	十二	十二
十三	十三	十三
十四	十四	十四
十五	十五	十五
十六	十六	十六
十七	十七	十七
十八	十八	十八
十九	十九	十九
二十	二十	二十
二十一	二十一	二十一
二十二	二十二	二十二
二十三	二十三	二十三
二十四	二十四	二十四
二十五	二十五	二十五
二十六	二十六	二十六
二十七	二十七	二十七
二十八	二十八	二十八
二十九	二十九	二十九
三十	三十	三十
三十一	三十一	三十一
三十二	三十二	三十二
三十三	三十三	三十三
三十四	三十四	三十四
三十五	三十五	三十五
三十六	三十六	三十六
三十七	三十七	三十七
三十八	三十八	三十八
三十九	三十九	三十九
四十	四十	四十
四十一	四十一	四十一
四十二	四十二	四十二
四十三	四十三	四十三
四十四	四十四	四十四
四十五	四十五	四十五
四十六	四十六	四十六
四十七	四十七	四十七
四十八	四十八	四十八
四十九	四十九	四十九
五十	五十	五十
五十一	五十一	五十一
五十二	五十二	五十二
五十三	五十三	五十三
五十四	五十四	五十四
五十五	五十五	五十五
五十六	五十六	五十六
五十七	五十七	五十七
五十八	五十八	五十八
五十九	五十九	五十九
六十	六十	六十
六十一	六十一	六十一
六十二	六十二	六十二
六十三	六十三	六十三
六十四	六十四	六十四
六十五	六十五	六十五
六十六	六十六	六十六
六十七	六十七	六十七
六十八	六十八	六十八
六十九	六十九	六十九
七十	七十	七十
七十一	七十一	七十一
七十二	七十二	七十二
七十三	七十三	七十三
七十四	七十四	七十四
七十五	七十五	七十五
七十六	七十六	七十六
七十七	七十七	七十七
七十八	七十八	七十八
七十九	七十九	七十九
八十	八十	八十
八十一	八十一	八十一
八十二	八十二	八十二
八十三	八十三	八十三
八十四	八十四	八十四
八十五	八十五	八十五
八十六	八十六	八十六
八十七	八十七	八十七
八十八	八十八	八十八
八十九	八十九	八十九
九十	九十	九十
九十一	九十一	九十一
九十二	九十二	九十二
九十三	九十三	九十三
九十四	九十四	九十四
九十五	九十五	九十五
九十六	九十六	九十六
九十七	九十七	九十七
九十八	九十八	九十八
九十九	九十九	九十九
百	百	百

格差率早見表 (改訂) (八月限以降適用)

吉	ヤ	△	ヤ	木	ト	三	巳
株式會社	株式會社	合名會社	株式會社	株式會社	丸ト組製糸合名會社	株式會社	早部商事株式會社
吉野組製糸所	山口商店	山一製糸所	柳瀬商店	安次郎商店	片倉久登	松葉二郎商店	早部己作(仲)
町田三郎	山口寧作(仲)	山本一郎	柳福次(仲)	茂木安次郎(仲)	前橋市萩町二〇	福島郡山市柳町二三	前橋市清王寺町三三三
北群馬郡澁川町二二一六	前橋市細ヶ澤町三七	前橋市才川町四四一	前橋市一毛町二三六	茨城県古河市大字東一七五	(出張所)前橋市琴平町一七	(出張所)前橋市細ヶ澤町一四	前橋
澁川	〃	〃	〃	〃	〃	〃	前橋
七一	四九七	三四二	三四一	三四一	四三三	五九二	四九八
	七	四	一	一	七	二	二

前橋乾繭取引所商品仲買人

<p>共 共愛商事株式会社 電話前橋四二〇・四一八一番</p>	<p>木 茂木安次郎商店 電話前橋三四二六・五九一一番</p>	<p>一 木村一郎商店 電話前橋三七七八番</p>	<p>三 三全商事株會社 電話前橋五九一〇・二六六一番</p>	<p>三 松葉商店 電話前橋三六四五・五九一二番</p>	<p>十 柳瀬商店 電話前橋三一四〇・三一四三番</p>	<p>十 山口商店 電話前橋三四二四・四九七七番</p>
<p>群 群馬蠶糸製造株式会社 電話前橋三一五九・三四九八番</p>	<p>大 大丸商事株式会社 電話前橋四七・三六九專務宅夜間専用五六七</p>	<p>子 金子英男商店 電話前橋四六・四七〇・二五五・六一番</p>	<p>分 河野商事株會社 電話前橋二二二二・三六三五番</p>	<p>三 金二商店 電話前橋三四五七・五四二七番</p>	<p>巳 早部商事株會社 電話前橋三四八二・四九八七番</p>	<p>其 井上商事株會社 電話前橋二五六・二六〇八・五三九番</p>